

司法試験第一次試験免除に係る個別の受験資格審査の取扱い

(平成17年2月1日司法試験委員会決定)

司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則(昭和50年司法試験管理委員会規則第1号)第15号の規定に基づく個別の受験資格審査については、別紙の例により司法試験第一次試験の免除の可否を決定する場合に限り、法務省大臣官房人事課長(以下「人事課長」という。)がこれを行うことができる。

上記の決定は、委員会の名において人事課長が通知する。

1 第一次試験を免除する例

- (1) 短期大学の卒業等により大学編入学資格を有する者で、更に短期大学等における学習歴を有しているものであって、これら教育機関において、下記アからエの要件を満たしているもの
 - ア 人文科学，社会科学及び自然科学の各分野にわたる科目について相応の単位を修得していること
 - イ 外国語科目について4単位以上を修得していること
 - ウ 大学の学部等の専攻科目に相当する科目について一定の単位を修得していること
 - エ 修得した単位の合計が，大学設置基準に定める大学(短期大学を除く。)の卒業に必要な単位数に達していること
- (2) 専修学校又は各種学校の修了者若しくはその他の国内外の教育施設の修了者等であって，大学院入学資格を認め得るもの
- (3) 人文科学，社会科学及び自然科学の各分野並びに外国語及び専門科目にわたる出題がなされた大学卒業程度の公務員採用試験等に合格した者

2 第一次試験を免除されない例

- (1) 上記1(1)柱書きの学習歴を有していない者であって，同人が有する各種資格又は職歴等をもってその学習歴を補うことができないもの
- (2) 上記1(1)柱書きの学習歴を有しているが，アないしエのいずれかの要件を満たしていない者であって，同人が有する各種資格又は職歴等をもってその要件を補うことができないもの

(注) 上記の例により，第一次試験の免除の可否を決定するに当たっては，当委員会がそれまでに実施した個別の受験資格審査の結果に基づくものとする。